

- 对企业与其境外关联企业之间的业务往来转让定价调增的应纳税所得（不含利息、租金或特许权使用费等所得），若企业未作相应账务调整的，其境外关联企业取得的超过没有关联关系所应取得的数额部分，应视同股息分配征收所得税。
- 对企业与其境外关联企业之间的业务往来转让定价调减的应纳税所得如为利息、租金或特许权使用费等，不得调整已扣缴的所得税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200610181356548993>

● 国家税务总局关于出口货物退（免）税实行有关单证备案管理制度的补充通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函【2006】904号

【发布日期】2006-09-30

【实施日期】2006-09-30

【提 示】该补充通知对《国家税务总局关于出口货物退（免）税实行有关单证备案管理制度（暂行）的通知》（国税发【2005】199号）进行了补充。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

国家税务总局关于出口货物退（免）税实行有关单证备案管理制度的补充通知
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200610181402179345>

国家税务总局关于出口货物退（免）税实行有关单证备案管理制度（暂行）的通知
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200512191011094857>

● 麻黄素类易制毒化学品出口企业核定暂行办法

【发布单位】商务部、公安部、海关总署、国家食品药品监督管理局

【发布文号】商务部、公安部、海关总署、国家食品药品监督管理局【2006】第9号令

【发布日期】2006-10-10

【实施日期】2006-11-10

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200610/20061003451271.html>

- 企業とその域外の関連企業間の業務取引における譲渡価格で増加した課税所得（利子、賃貸料、又は特許権使用料等の所得は含まず）について、企業が相応の帳簿上の調整を行っていない場合、その域外の関連企業が所得した関連関係のない所得を超える金額部分については、配当金の配当とみなし所得税を徴収する。
- 企業とその域外の関連企業との間の業務取引における譲渡価格で減少した課税所得が利息、賃貸料又は特許権使用料である場合、納付控除済みの所得税を調整してはならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200610181356548993>

● 輸出貨物の税金還付（免除）に係る書類届出管理制度を実施することについての国家税務総局による補充通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函【2006】904号

【発布日】2006-09-30

【施行日】2006-09-30

【コメント】同補充通知は、「輸出貨物の税金還付（免除）に係る書類届出管理制度（暫定）を実施することについての国家税務総局による通知」（国税発【2005】199号）の内容について補充を行なっている。

【関係法令全文】下記 URL をクリックしてください。
 輸出貨物の税金還付（免除）に係る書類届出管理制度を実施することについての国家税務総局による補充通知

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200610181402179345>

輸出貨物の税金還付（免除）に係る書類届出管理制度（暫定）を実施することについての国家税務総局による通知

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200512191011094857>

● エフェドリン類の容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の輸出企業審査暫定弁法

【発布機関】商务部、公安部、税関総署、国家食品藥品監督管理局

【発布番号】商务部、公安部、税関総署、国家食品藥品監督管理局【2006】第9号令

【発布日】2006-10-10

【施行日】2006-11-10

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200610/20061003451271.html>

● [关于印发《危险化学品经营许可证工作程序》的通知](#)

【发布单位】上海市安全生产监督管理局
【发布文号】沪安监管危化【2006】135号
【发布日期】2006-10-10
【实施日期】2006-10-10
【提示】该通知涉及“危险化学品经营许可证”的申请受理范围、基本条件、申请材料、审批的分工/程序/时限、证件有效期、换证手续等内容。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/ajj_13/docs/200610/d_94015.html

● [零售商供应商公平交易管理办法](#)

【发布单位】商务部、国家发展改革委、公安部、国家税务总局、国家工商行政管理总局
【发布文号】商务部、国家发展改革委、公安部、税务总局、国家工商行政管理总局【2006】第17号令
【发布日期】2006-10-13
【实施日期】2006-11-15
【提示】该办法禁止零售商（该办法所称“零售商”是指依法登记，直接向消费者销售商品，年销售额<含连锁店铺的销售额>人民币1000万元以上的企业及其分支机构）滥用优势地位，针对供应商从事有关不公平交易行为、妨碍公平竞争行为、强迫供应商提供额外服务行为、损害供应商合法利益的退货/收取有关费用/延迟付款等行为，同时该办法禁止供应商从事强行搭售、限制销售等公平竞争的行为，并规定了相应的法律责任。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200610/20061003442804.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● [「危险化学品经营许可证作业手順」を印刷配布することについての通知](#)

【発布機関】上海市安全生产监督管理局
【発布番号】滬安監管危化【2006】135号
【発布日】2006-10-10
【施行日】2006-10-10
【コメント】同通知は、「危险化学品经营许可证」の申請受理範囲、基本条件、申請書類、審査承認の分業/手順/期限、証明書の有効期間、証明書交換の手続等の内容に触れている。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/ajj_13/docs/200610/d_94015.html

● [小売業者仕入先公平取引管理弁法](#)

【発布機関】商務部、国家發展改革委、公安部、国家稅務總局、国家工商行政管理總局
【発布番号】商務部、国家發展改革委、公安部、稅務總局、国家工商行政管理總局【2006】第17号令
【発布日】2006-10-13
【施行日】2006-11-15
【コメント】同弁法は、小売業者（同弁法にいう「小売業者」とは法に従って登記した、直接に消費者に商品を販売し、年間売上高<チェーン店の売上高を含む>が1000万元以上の企業及びその分支機構をいう）がその優勢的地位を乱用し、仕入先に対する不公平な取引行為、公平な競争を妨害する行為、仕入先に契約外のサービスを強要する行為、仕入先の合法的利益を損ねる返品/支払遅延等の行為を行なうことを禁止すると同時に、同弁法では仕入先による抱き合わせ販売、制限販売等の不公平な競争行為を禁止し、相應の法的責任を規定している。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200610/20061003442804.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相應の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● 首批外商独资检验机构获得资格证书

中国首批四家外商独资检验机构获得国家质检总局颁发的进出口商品检验鉴定资格证书，获颁证书后，这四家外商独资检验机构就能为进出口商品提供检验鉴定服务。

中国根据加入 WTO 时的承诺，逐步开放了进出口商品检验鉴定市场。2003 年 12 月 11 日以后，进出口商品检验鉴定机构开始允许外资控股；2005 年 12 月 11 日以后，外商可独资设立进出口商品检验鉴定机构，并享受充分的国民待遇。

(摘自 2006 年 10 月 19 日新华网)

● 国家税务总局：零申报企业也须更换税务登记证

关于按国家税收政策规定不需要纳税的企业是否需要办理税务登记证换证的问题，税务部门表示，零申报企业也要办理税务登记证更换手续。

《国家税务总局关于换发税务登记证的通知》规定，从 2006 年 08 月 01 日起到 2006 年 11 月底，对已经办理的税务登记证进行统一更换。此次换证的范围包括：已经办理了税务登记的纳税人都应当更换新的税务登记证；按照税务登记证管理办法的规定，应当办理而未办理税务登记的纳税人，应当到税务机关办理税务登记。

【备注】请点击以下网址，查看相关法令全文：

国家税务总局关于换发税务登记证的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200603281329056951>

上海市国家税务局、上海市地方税务局关于本市换发税务登记证的通知

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/cs/csfq/sw/swzsq/serobject7ai22351.html>

(摘自 2006 年 10 月 19 日中国中小企业信息网)

二、関係する新たな情報

● 外商独资検査機構の第一陣がライセンスを取得

中国での外商独资検査機構の第一陣である 4 社が国家品質検査総局が発給する輸出入商品の検査鑑定資格証書を獲得した。証書を獲得した後、この外商独资検査機構 4 社は輸出入商品について検査鑑定サービスを提供することができる。

中国は WTO 加盟時の公約に基づき、輸出入商品検査鑑定市場を徐々に開放している。2003 年 12 月 11 日以降、輸出入商品検査鑑定機構は外資のマジョリティーを認め始め、2005 年 12 月 11 日以降、外商は輸出入商品の検査鑑定機構を独资で設立し、十分な内国民待遇が受けられるようになった。

(2006 年 10 月 19 日付の新华网より抜粋)

● 国家税務総局：ゼロ申告の企業も税務登記証の交換発給の手続をしなければならない

国の税收政策規定により納税の必要のない企業は税務登記証の交換発給の手続をしなければならないかどうかについて、税務部門は、ゼロ申告の企業も税務登記証の交換手続を行わなければならないと述べた。

「税務登記証書の交換発給についての国家税務総局による通知」では、2006 年 8 月 1 日から 2006 年 11 月末までに、すでに手続を行なった税務登記証書について、統一して交換手続を行なうと定めている。この度の交換発給の範囲には次の内容が含まれる。すでに税務登記の手続を行なった納税人は、いずれも新たな税務登記証書に交換しなければならない。税務登記管理弁法の規定により、税務登記を行わなければならないが未だ行っていない納税人は、税務登記機関で税務登記手続を行わなければならない。

【備考】関係する法令の全文をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

税務登記証書の交換発給についての国家税務総局による通知

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200603281329056951>

上海市における税務証書の交換発給についての上海市国家税務局、上海市地方税務局による通知

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/cs/csfq/sw/swzsq/serobject7ai22351.html>

(2006 年 10 月 19 日付の中国中小企业信息网より抜粋)

● 近期关于外资进入境内房地产市场相关规定及其实践操作情况的简要分析

2006年07月11日，国家建设部、商务部、发改委、中国人民银行、国家工商行政管理总局、国家外汇管理局等六部委联合颁布了《关于规范房地产市场外资准入和管理的意见》（即“建住房【2006】171号”文）。“建住房【2006】171号”文对外资进入境内房地产市场的问题，从市场准入、对投资房地产开发企业的管理、外资购房限制、监管责任等方面进行了规定。

2006年09月01日，为执行上述“建住房【2006】171号”文的规定，国家外汇管理局、建设部联合又颁布了《关于规范房地产市场外汇管理有关问题的通知》（即“汇发【2006】47号”文），“汇发【2006】47号”文对境外机构（包括其在境内设立的分支机构）及境外个人（包括港澳台地区人员，下同）在境内购买房地产涉及的自境外汇款或境内外汇账户付款的审核事宜进行了规定，除上述规定外，“汇发【2006】47号”文还对境外机构及个人通过股权转让的方式并购境内房地产企业或收购合资中方股权的外汇登记事项等进行了规定。

律师认为，上述“建住房【2006】171号”文以及“汇发【2006】47号”文是中国在调控境内房地产价格的大环境下，为抑制因境外资金大量涌入，导致境内房地产（尤其是北京、上海等大中城市）价格出现大幅度变动而采取的具体措施之一。上述措施实施以来，律师注意到，北京、上海等大中城市对该等措施的应对及其实践操作情况并不相同。以下，以北京、上海和广州为例，律师就境外机构和个人在境内购买商品等住宅用房的有关政策及实践操作情况，进行简要介绍：

执行情况	北京	上海	广州
当地政策的制定情况	北京市建委发布《关于境外机构、个人购买商品等住宅有关问题的紧急通知》，要求从2006年07月21日开始，各开发企业不得与不符合“建住房【2006】171号”文规定的外资购房人进行网上签约。近期，有望出	相关具体实施细则也正在制定中，有望近期出台。	

● 近い将来における外資の域内不動産市場進出に関する規定及びその実践的取扱状況についての簡潔な分析

2006年7月11日，国家建設部、商務部、發展改革委員會、中国人民銀行、国家工商行政管理總局、国家外国為替管理局等の中央省庁は、「不動産市場への外資の参入と管理を規範化することについての通知」（即ち、「建住房【2006】171号」文書）を共同で発布した。建住房【2006】171号文書は外資が域内の不動産市場に参入することについて、市場への進出、不動産投資開発企業の管理、外資の不動産購入制限、監督管理責任等の方面で規定を設けた。

2006年9月1日、上述した「建住房【2006】171号」文書の規定を執行する目的で、国家外国為替管理局、建設部は、「不動産市場の外国為替管理を規範化することについての通知」（即ち、「匯発【2006】47号」文書）を共同で発布したが、「匯発【2006】47号」文書は、域外の機構（域外に設立した分支機構を含む）及び域外の個人（香港、マカオ、他湾地域の人員を含み、以下同じ）が域内で不動産を購入する場合に域外からの外貨又は域内の外貨口座で支払いを行なうにあたっての審査事項について規定を設けており、上述した規定のほか、「匯発【2006】47号」文書は域外の機構及び個人が持分譲渡によって域内の不動産企業を買収合併又は合弁相手の中方の持分を買収する場合の外貨登記事項について規定をしている。

当事務所では、上述した「建住房【2006】171号」文書及び「匯発【2006】47号」文書は中国で域内の不動産価格がコントロールされるという大きな状況において、域外の資金が大量に流入することで域内の不動産（とりわけ、北京や上海等の大都市）の価格が大幅に変動することを抑制するために講じられた具体的な措置の1つであるとみている。上記の措置が実施されて以来、北京や上海等の大都市でのこれらの措置の対応及びその実践的取扱状況は必ずしも同じでないことがわかる。以下、北京、上海、広州を例にあげ、域外の機構と個人が域内で分譲住宅等の居住用の不動産を購入するにあたっての関係政策及び実践的取扱状況について、簡潔に紹介させていただくとする。

執行状況	北京	上海	広州
当地の政策の制定状況	北京市建設委員會は「域外の機構、個人が分譲住宅を購入する際の契約についての緊急通知」を発布し、2006年7月21日より、各デベロッパーは「建住房【2006】171号」文書の定めにも適合しない外資の不動産購入者とネット上での取引を行な	関係する具体的な実施細則は制定中であり、近日中に公布されるもようである。	

	台正式的实施细则。		
当地目前的操作情况	目前，已基本暂停办理外资购买商品房的政府手续。据息，关于外资购房的限制可能延伸至二手房市场。	浦东新区、静安区、徐汇区、宝山区等区县已基本暂停除购买第一套商品房之外的其他住宅用房的政府手续；其他区县目前尚未实施这方面限制。	实践中，目前尚无动静。

可见，目前而言，北京的应对相对迅速而明确，上海、广州两地的政策仍不明朗。

律师理解，“建住房【2006】171号”文，主要通过对外商投资境内房地产企业以及境外机构和个人在境内购房等方面入手，限制境外资金进入境内房地产市场，其中：

1. 对外商投资境内房地产企业的主要限制措施有：
 - 提高注册资本要求：规定外商投资设立房地产企业的投资总额超过1000万美元（含1000万美元）的，注册资本金不得低于投资总额的50%。
 - 增加审批、登记手续环节：规定外商投资设立房地产企业领取正式《外商投资企业批准证书》、《营业执照》的条件是，付清土地使用权出让金并获得《国有土地使用证》。此前，相关企业只能获得一年期《外商投资企业批准证书》和《营业执照》。
2. 对境外机构和个人在境内购房的主要限制措施有：
 - 限定购房用途：即只可以购买符合实际需要的自用、自住商品房，不得购买非自用、非自住商品房。

	てはならないとしている。近日中に、正式な実施細則が公布されるもようである。		
当地の現在の取扱状況	現在、外資による分譲住宅購入の政府手続はすでにほぼ中止している。情報筋によれば、外資による不動産購入の制限は中古不動産の市場にまで及ぶとされている。	浦東新区、静安区、徐汇区、宝山区等の区や県では、1件目の分譲住宅以外のその他の住宅用不動産の購入についての政府手続はほぼ中止しており、その他の区や県では現在のところこの方面での制限はまだ実施されていない。	実践の中では、現在のところまだ動きはない。

現時点では、北京の対処が比較的迅速かつ明確であり、上海、広州では政策がまだはっきりしていないことがわかる。

当事務所の解釈では、「建住房【2006】171号」文書は、主に外商投資域内不動産企業及び域外の機構と個人が域内で不動産を購入するといった方面から着手することによって、域外の資金が域内の不動産市場に参入することを制限していると思われる。そのうち、

1. 外商投資域内不動産企業に対する主な制限措置には次のものがある。
 - 登録資本金の条件の引き上げ：外商投資により不動産企業を設立する場合の総投資額が1000万米ドルを超える場合、登録資本金は総投資額の50%を下回ってはならないと規定。
 - 審査承認、登記手続きの段階を追加：外商投資により不動産企業を設立する場合、正式な「外商投資企業批准証書」、「営業許可証」を受領する条件は、土地使用権払下金を全額支払い、「国有土地使用証」を取得することと規定。これ以前は、関係企業は有効期間を1年とする「外商投資企業批准証書」と「営業許可証」しか獲得することができない。
2. 域外の機構と個人が域内で不動産を購入することに対する主な制限措置には次のものがある。
 - 不動産購入の用途を限定：実際の必要性に応じた自らが使用する、自家用居住のための分譲住宅を購入することはできるが、自らが使用するのではない、非自家用居住のための分譲住宅を購入してはならない。

- 限定购房主体：即境外机构在境内没有设立分支、代表机构以及在境内工作、学习时间一年以下的境外个人，不得购买商品。港澳台地区居民和华侨因生活需要，可在境内限购一定面积的自住商品房。同时要求符合购房条件的境外机构和個人必須採取實名制購房。

律師認為，目前仍需結合各地今後一段時間內的執行情況（例如，各地實施細則的出台情況等）方可進一步判斷“建住房【2006】171 號”文以及“匯發【2006】47 號”文對外資進入境內房地產市場的影響。

【备注】

查看《关于规范房地产市场外资准入和管理的意见》官方原文，请点击以下网址：

<http://www.cin.gov.cn/indus/file/2006072603.htm>

查看《关于规范房地产市场外汇管理有关问题的通知》官方原文，请点击以下网址：

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040100000000000.30&id=4

（里兆律師事務所 2006 年 10 月 20 日整理編寫）

- 不動産購入の主体を限定：域外の機構が域内に分支機構・代表機構を設立していなかったり、域内での勤務・学習期間が 1 年以下の域外の個人は、分譲住宅を購入してはならない。香港マカオ台湾地区の住民と華僑は生活上の必要性があれば、域内で一定面積の自家用居住のための分譲住宅に限り購入することができる。同時に、不動産購入条件を満たす域外の機構と個人は、必ず実名制で不動産を購入しなければならないとされている。

現時点では、各地域の今後一定期間内の執行状況（たとえば、地域ごとの実施細則の発布状況等）と併せて、「建住房【2006】171 号」文書及び「匯發【2006】47 号」文書が域内不動産市場への外資進出に与える影響をさらに判断していく必要があると思われる。

【備考】

「不動産市場への外資の参入と管理を規範化することについての通知」の政府による原文をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://www.cin.gov.cn/indus/file/2006072603.htm>

「不動産市場の外国為替管理を規範化することについての通知」の政府による原文をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040100000000000.30&id=4

（里兆法律事務所が 2006 年 10 月 20 日付で作成）